

### 3. 児童福祉施設等の整備について

#### (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金について

##### ① 平成22年度予算案について

児童養護施設等の整備については、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下、「ハード交付金」という。）として、平成22年度予算案において約50億円計上したところである。

また、ハード交付金の交付基準額について、資材費及び労務費の動向を踏まえ1.8%引き上げることとしている。

さらに、平成22年度予算案においては、施設の小規模化を推進する観点から児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について、ハード交付金の加算対象としており、これを積極的に活用し、入所児童に対するケアの環境の充実に努めていきたい。

##### ② 繰越事務について

平成21年度ハード交付金による施設整備について、各都道府県において平成22年度に繰越しを行う場合（地方繰越）については、所要の手続きを年度内に処理する必要があることから、その事務手続きに遺漏のないよう留意願いたい。

#### (2) 児童福祉施設等の小規模化の推進について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」（平成14年3月27日厚生労働省令第49号）、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日厚生省発社第35号厚生事務次官通知）の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、ハード交付金に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていきたい。

また、平成22年1月に策定した「子ども・子育てビジョン」において、平成26年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努めていきたい。

### (3) 児童福祉施設等の防災対策について

児童福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内児童福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等に当たっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ① 火災発生の未然防止
- ② 火災発生時の早期通報・連絡
- ③ 初期消火対策
- ④ 夜間防火管理体制
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから（既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。）、ハード交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を積極的に活用して整備を進められたい。

なお、乳児院以外の児童入所施設についても、275㎡以上であればスプリンクラー設備整備事業がハード交付金の対象となっているのでご活用いただきたい。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあると指定されている地域等に所在している児童福祉施設等においては、

- ⑧ 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ⑨ 施設の防災対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
- ⑩ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護
- ⑪ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

児童福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年

8月31日社施第2153号)

- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」(平成11年1月29日社施第212号)
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号)

#### (4) 児童福祉施設等の耐震化対策の推進について

- ① 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成21年に実施した児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査をみると、児童福祉施設等の耐震診断実施率は42.6%(前年36.1%)、耐震化率は64.8%(前年61.4%)に留まっていることから、各都道府県市においては、この取組状況を踏まえ、管内の市町村に対し情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について(通知)」(平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金(保育所等については安心こども基金)の積極的な活用をお願いしたい。

- ② 児童福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著し

く災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い児童福祉施設については、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害の恐れがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する児童福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成22年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について速やかに対応願いたい。